

# 委託放送業務申請マニュアル

平成 21 年 2 月 24 日～3 月 23 日受付分

平成 21 年 2 月

総 務 省

# 委託放送業務申請マニュアル

## 【 目 次 】

<b>第一編 申請要領</b> . . . . .	<b>1</b>
1 申請受付期間 . . . . .	1
2 申請受付場所 . . . . .	1
3 申請対象周波数 . . . . .	1
4 今後の想定スケジュール . . . . .	2
5 申請に当たっての留意事項 . . . . .	3
6 審査に当たっての留意事項 . . . . .	4
<b>第二編 関係法令集</b> . . . . .	<b>7</b>
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） . . . . .	9
放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号） . . . . .	11
放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号） . . . . .	29
放送法関係審査基準（平成十三年総務省令第六十八号） . . . . .	32
<b>第三編 記載上の注意（補足）</b> . . . . .	<b>39</b>
1 共通事項 . . . . .	39
2 申請書（本体）【様式第12号関係】 . . . . .	39
3 事業計画書【様式第13号関係】 . . . . .	40
4 事業収支見積書【様式第14号関係】 . . . . .	40
5 補足説明書【注：表題については適宜】 . . . . .	43
<b>第四編 記載例</b> . . . . .	<b>45</b>
委託放送業務認定申請書 . . . . .	45
（別紙1） . . . . .	46
（別紙2） . . . . .	48
事業計画書 . . . . .	49
別紙（3） . . . . .	50
別紙（4） . . . . .	51
別紙（5） . . . . .	52
別紙（6） . . . . .	53
委託放送業務廃止届 . . . . .	54
委託放送業務認定証訂正申請書 . . . . .	55

# 第一編 申請要領

## 1 申請受付期間

平成21年2月24日（火）から同年3月23日（月）17:00【厳守】まで

※1 限られた審査期間内において公正かつ円滑な審査を行う観点から、上記期間外の申請については理由の如何を問わず一律に認定を拒否することとなりますので、ご注意ください。

※2 郵送による場合には、下記2の申請受付場所（あて先）に送付してください。（上記期間内**必着**をお願いいたします）。

※3 申請受付期間内に受け付けた申請につきましては、各申請の概要（申請者名、代表者名、申請スロット数など）を取りまとめ、すみやかに公表する予定です。昨年実施した任意の参入希望調査とは異なり、全ての申請者について、開示／非開示のご希望の如何を問わず、申請の概要を公表することとなりますので、あらかじめご了承ください。

## 2 申請受付場所

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
総務省情報流通行政局衛星放送課

（お問い合わせ先） 電子メール [eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp](mailto:eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp) ※  
電話 03-5253-5799

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

## 3 申請対象周波数

今回の委託放送業務認定申請の対象となるのは、以下に掲げる周波数に限られます。

- ① 東経110度CS放送用周波数のうち、ND8チャンネル  
（スロットの番号が25から48までの合計24スロットに限る。）
- ② BS放送用周波数のうち、第5、第7及び第11チャンネル
- ③ BS放送用周波数のうち、第19チャンネル

※1 上記周波数以外の周波数を希望する申請については、認定を拒否することとなりますので、あらかじめご了承ください。なお、仮に、本件認定の結果として、上記周波数以外の周波数に空きが生じた場合は、当該空きが生じた周波数を使用して行う委託放送業務について、別途、公募による認定申請受付の機会を設ける予定です。

※2 BS放送用周波数のうち第21及び第23チャンネルについては、一部の形態のBS放送受信システムで、当該周波数の電波を受信した際に、同システムから漏れいた電波が既存の携帯電話の無線システム等に干渉を与える可能性があるという事実を確認しているため、所要の対策を講じるまでの間、申請の受付を行わない予定です。なお、対策及び手続が想定どおり順調に進められた場合、平成22年5月頃の委託放送業務認定申請の受付開始を予定しています。

(参考)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080530\\_19.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080530_19.html)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/090213\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/090213_3.html)

※3 審査及び認定は、原則として上記①→②→③の順（参入希望調査結果（平成20年10月17日公表）において、単位周波数当たりの参入希望（倍率）が相対的に大きかった周波数の順）に行う予定です。これにより、例えば、ある事業者Xが上記②の周波数において番組Aの認定申請をし、同時に、その事業者の子会社Yが上記③の周波数において番組Bの認定申請を行った場合に、当該事業者Xが上記②の周波数に関し先に認定を受けることにより、上記③の周波数に係る認定審査に際し、当該子会社Yが、放送法施行規則第17条の8の規定（いわゆるマスメディア集中排除原則）に適合しないこととなり、認定を受けることができなくなる、といった事態が発生する可能性がありますので、ご注意ください。

#### 4 今後の想定スケジュール

現時点では、下表のスケジュールに沿って手続を進めることを想定しています。

平成21年6～7月頃	委託放送業務の認定
平成23年10月1日（目途）	新たなBSデジタル放送の放送開始

※1 上記の放送開始時期は、新たなBSデジタル放送の放送開始のために必要な作業（例：地球局の整備、受信機の動作検証、BSアナログ放送終了後のデジタル電波の試験的発射など）に要する期間を総務省において大まかに見積もり、目安として示したものに過ぎませんので、必ずしも、この平成23年10月1日の放送開始を前提として事業計画をご検討いただく必要はございません。また、上記3①の東

経110度CSデジタル放送用周波数に係る委託放送業務については、(あくまで合理的な事業計画に基づくものであることが前提となりますが)、制度上は、委託放送業務認定を受けた直後からの放送開始も可能です。

※2 認定後に発生する可能性のある、事業運営上の様々な課題やリスク(例:人工衛星に不具合が生じた場合の事業リスク、地球局の整備・運営、受信機の動作検証、EPGの運用、サービスIDの割当て、有線テレビジョン放送事業者との間の再送信の交渉、限定受信システムや顧客管理システムの整備・運営、複数チャンネルによるセット・パックの組成、新たなBSデジタル放送が開始される旨の周知広報活動など)については、総務省は一義的に関与しませんので、認定を受けた委託放送事業者が自らの責任において対応していただく必要がございます。

(参考)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070831\\_10.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070831_10.html)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080422\\_7.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080422_7.html)

## 5 申請に当たっての留意事項

① 総務省に対し、申請書の記載方法等について個別のお問合せをいただいた場合であっても、申請希望者間の公平性を確保する観点から、本冊子その他公表ベースの資料に記載されている内容以外の内容については一切お答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

② 仮に、申請受付期間中に、申請希望者の皆様に対し公平にお知らせすべき追加の情報が発生した場合には、必要に応じて総務省「電波利用ホームページ」の「情報流通行政局衛星放送課からのお知らせ」に掲載しますので、適宜お役立てください。

(参考)

<http://www.tele.soumu.go.jp/>

③ 申請書類の作成に当たっては、本冊子をよくお読みください。本冊子に記載されている注意事項等が十分に踏まえられておらず、申請書類に不備や不明確な部分が多い申請につきましては、限られた審査期間内において公正かつ円滑な審査を行う観点から、追加の口頭ヒアリングや書面による質問を行うことなく、当初提出された申請書類のみに基づき、認定の可否を審査することとなる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。(なお、上記②の追加情報については、これを踏まえずに申請したとしても、特段の不利益は生じません。)

## 6 審査に当たっての留意事項

- ① 申請書の自由記載部分の読み方等について、申請者の意図を可能な限り正確に把握すること等を目的として、申請受付後に、申請書類全体を対象とした口頭ヒアリングを任意でお願いさせていただくことがあります。
- ② また、本冊子に記載されている注意事項等が十分に踏まえられた、記載内容が明確な申請であっても、比較審査の過程で更に詳細な資料が必要となること等により、追加の口頭ヒアリングや書面による質問・回答を任意でお願いすることがあり得ますので、社内における連絡体制等の整備をお願いします。同趣旨により、申請受付時に、担当窓口の方（2名以上）の電子メールアドレス及び緊急連絡用電話番号のご登録を任意でお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ 仮に、「担当窓口の方との連絡がなかなか取れない」、「口頭ヒアリングの日時がなかなか設定できない」、「書面による質問に対する回答がなかなか返ってこない」といった状況が生じた場合には、限られた審査期間内において公正かつ円滑な審査を行う観点から、当該申請につきましては、追加の口頭ヒアリングや書面による質問を打ち切り、それまでに提出された書類のみに基づき、認定の可否を審査することとなる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 口頭ヒアリングの場での申請者からの回答内容は、原則として、そのまま審査に用いることとはせず、必要に応じて、追って書面にて回答をいただき、当該書面に基づき審査を行います。しかしながら、当該書面回答の内容が、事前に実施した口頭ヒアリングの内容と大きく異なり、又は不十分若しくは不明確な内容であり、更なる口頭ヒアリングや書面による質問を要することとなった場合には、限られた審査期間内において公正かつ円滑な審査を行う観点から、追加の口頭ヒアリングや書面による質問を打ち切り、それまでに提出された書類のみに基づき、認定の可否を審査することとなる可能性がありますので、口頭によるヒアリングの際には、可能な限り、正確な受け答えのできる方にご出席いただくようお願い申し上げます。（正確な受け答えのできる方であれば、お役職等のレベルは一切問いません。また、ヒアリング会場のスペースの許す限り、何名ご出席いただいても結構です。）
- ⑤ 口頭ヒアリングに際しては、聞き間違いの無いよう、念のため発言内容の録音をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 書面による回答は申請書類の一部を構成するものであり、不実を記載することにより認定を受けた場合にはいわゆる不正申請として認定取消しの対象となり得ますので、

ご注意ください。

- ⑦ 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は原則として認められませんので、あらかじめご了承ください。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項のより適切な表現への訂正や、記載事項の文意の明確化の観点からの補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。



## 第二編 関係法令集

(平成二十一年二月二十日現在)

### ○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第五十二条の十三  
第五十二条の十四  
第五十二条の十九  
第五十二条の二十  
第五十二条の二十一

### ○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

第十七条の七  
第十七条の八  
第十七条の九  
第十七条の十  
第十七条の十一  
第十七条の十二  
第十七条の十三  
第十七条の十四  
第十七条の十五  
第十七条の十六  
第十七条の二十二  
別表第十二号  
別表第十三号  
別表第十四号  
別表第十五号

### ○放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

### ○放送法関係審査基準（平成十三年総務省令第六十八号）



○放送法（抄）

（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（認定）

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者（委託国内放送業務を行う場合における協会を除く。）は、次の各号のいずれにも適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 三 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致すること。
- 四 その認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 五 当該業務を行おうとする者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ この法律又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ヘ 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条第一項の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六条第三項第三号の規定により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限る。）を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 法人又は団体であつて、その役員がホからチまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 委託して行わせる放送の種類
- 三 希望する委託の相手方
- 四 委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置
- 五 委託して行わせる放送に関し希望する周波数
- 六 業務開始の予定期日
- 七 委託放送事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（指定事項及び認定証）

第五十二条の十四 前条第一項の認定は、次の事項を指定して行う。

- 一 委託の相手方
- 二 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置

- 三 委託して行わせる放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項を記載しなければならない。
  - 一 認定の年月日及び認定の番号
  - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
  - 三 委託して行わせる放送の種類
  - 四 委託の相手方
  - 五 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
  - 六 委託して行わせる放送に係る周波数
  - 七 委託放送事項

(認定証の訂正)

第五十二条の十九 委託放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(業務の廃止)

第五十二条の二十 委託放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第五十二条の二十一 委託放送事業者が委託放送業務を廃止したときは、第五十二条の十三第一項の認定は、その効力を失う。

（認定の申請）

第十七条の七 委託放送業務（協会が行う委託国内放送業務を除く。以下同じ。）の認定の申請は、委託して行わせる放送の種類ごと、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置による区分ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと）に行わなければならない。

（認定の基準）

第十七条の八 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者（地上放送事業者等に限る。）がすべて認定放送持株会社の子会社（地上放送事業者を除く。）であること。

(2) 地上放送事業者（これを支配する者を含む。）が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。

ロ 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号ロに係るものに限る。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が十二を超えないこと。

二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二十四を超えないこと。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 衛星放送 人工衛星の無線局により行われる放送をいう。

二 特別衛星放送 次のいずれかに該当する衛星放送であつて、電波の偏波が左旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに反時計回りの方向に回転する円偏波をいう。）でないものをいう。

- イ 放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。以下ロにおいて同じ。）を使用して行われる衛星放送
  - ロ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送（イの衛星放送をする無線局が開設されている人工衛星又は当該人工衛星と同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるものに限る。）
- 三 一般衛星放送 特別衛星放送以外の衛星放送をいう。
- 四 衛星放送業務 衛星放送（多重放送及び臨時目的放送並びに専ら放送番組の配列を示す情報を送信するデータ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。以下同じ。）を除く。）に係る次のいずれかに該当する業務をいう。
- イ 国内放送又は国際放送を行う業務
  - ロ 委託放送業務
  - ハ 衛星役務利用放送（電気通信役務利用放送法施行規則第二条第一号に規定する衛星役務利用放送をいう。）の業務
- 五 特別衛星放送業務 特別衛星放送に係る衛星放送業務をいう。
- 六 一般衛星放送業務 一般衛星放送に係る衛星放送業務をいう。
- 七 支配 次のいずれかに該当する行為をいう。
- イ 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が衛星放送業務を行う者である場合にあっては、その議決権の三分の一以上の議決権を有すること。
  - ロ 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員（監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下ロにおいて同じ。）を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員の総数の五分の一を超えること。
  - ハ 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員（監事、監査役又はこれらに準ずるものを除く。）を兼ねること。
- 八 申請者等 申請者、これを支配する者又はこれらにより支配される者をいう。
- 九 地上放送事業者 地上放送（衛星放送以外の放送（衛星補助放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。）、多重放送及び臨時目的放送を除く。）をいう。）を行う一般放送事業者をいう。
- 十 地上放送事業者等 地上放送事業者、これを支配する者又はこれらにより支配される者をいう。
- 十一 認定放送持株会社 法第五十二条の三十第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社をいう。
- 十二 子会社 法第五十二条の二十九に規定する子会社をいう。
- 十三 トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。
- イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第六章第二節に定める狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数
  - ロ デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第四十八条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十一条第三項に定める通信速度で除した数

ニ デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送の標準方式第三十五条の四第三項に定める通信速度で除した数

ホ イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

（申請書）

第十七条の九 法第五十二条の十三第二項に規定する申請書の様式は、別表第十二号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第十七条の十 法第五十二条の十三第三項の事業計画書の様式は、別表第十三号に掲げるとおりとする。

2 法第五十二条の十三第三項の総務省令で定める書類は、別表第十四号の様式による事業収支見積書とする。

（不適法な申請書等）

第十七条の十一 委託放送業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う委託放送業務の認定以外の委託放送業務に関する申請の場合に準用する。

（申請手続の簡略）

第十七条の十二 同一人が行う二以上の委託放送業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする委託放送業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各委託放送業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

（認定等の拒否の通知）

第十七条の十三 委託放送業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う委託放送業務の認定以外の委託放送業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第十七条の十四 広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に

際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
  - 二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）
  - 三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数
  - 四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）
  - 五 スロットの番号
  - 六 搬送波の変調の方式
  - 七 誤り訂正内符号の符号化率
  - 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
  - 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
  - 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
  - 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 2 狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
  - 二 伝送方式（狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式の別）
  - 三 一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量
  - 四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）
  - 五 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
  - 六 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
  - 七 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
  - 八 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 中央の周波数 委託の相手方が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
  - 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第一項に規定するスロットをいう。
  - 三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式をいう。
  - 四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

（様式等）

第十七条の十五 法第五十二条の十四第二項の認定証の様式は、別表第十五号で定める。

- 2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(委託放送業務の開始等の届出)

第十七条の十六 法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十の規定による届出をしようとする場合は、文書により行うものとする。この場合において、当該届出が法第五十二条の十五第二項の規定によるものであるときは、その理由を届書に附記するものとする。

(訂正)

第十七条の二十二 委託放送事業者は、法第五十二条の十九の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

2 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

3 総務大臣は、第一項の申請による場合の他、職権により認定証の訂正を行うことがある。

4 委託放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

委託放送業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住所  
(ふりがな)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

委託放送業務の認定を受けたいので、放送法第52条の13第2項の規定により申請します。

委託して行わせる放送の種類（注1）	
希望する委託の相手方	
委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置（注2）	
委託して行わせる放送に関し希望する周波数（注3）	
業務開始の予定期日	
委託放送事項（注4）	
欠格事由の有無（注5）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載するとともに、デジタル放送を委託して行わせる場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。

注2 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110°  
経度及び緯度の変動幅 ± 0.1°

注3

(1) 広帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を委託して行わせる場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の委託放送業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz  
伝送方式 広帯域伝送方式  
シンボル数(合計) 20.0025Mbaud

超短波放送

第1番組

シンボル数 0.16125Mbaud (補完放送(データ)を含む。※)

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送 (他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

(2) 狭帯域伝送方式による放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の委託放送業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量の合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492bps

第1番組 6,570,246bps (補完放送(音声)を含む。※)

第2番組 6,570,246bps (補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 544画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量)を明記すること。

注4

(1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を委託して行わせようとする場合

委託放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、広告、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、

(3)のデータ放送を委託して行わせる場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

広告(商業案内、スポット・アナウンス等)

その他(放送番組の予告等)

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を委託して行わせようとする場合((1)の場合を除く。)

委託放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を委託して行わせる場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組（主として高校・大学受験対策講座）		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第3条の5に規定する事項のみを委託放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(3) データ放送を委託して行わせようとする場合

委託放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン	(何)方式	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第3条の5に規定する事項のみを委託放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を委託して行わせ用とする場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間（当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る

。)に係る放送時間の占める割合

ウ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

エ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

(5) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合

委託放送事項を次のように記載すること。

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

(6) 有料放送を委託して行わせようとする場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む放送を委託して行わせる旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 限定受信方式の名称：A R I B－限定受信方式

注5 法第52条の13第1項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第十三号（第17条の10第1項関係）

事業計画書	
長             辺	(別紙)
	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額
	<input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数
	<input type="checkbox"/> (4) 3分の1以上の議決権を有する者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項
	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準
	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画
	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項
	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項
<input type="checkbox"/> (13) 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	

短 辺（日本工業規格A列4番によること。）

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請の場合	(1) (注1) (2) (3) (注2) (4) (注2) (注5) (5) (注2) (注5) (6) (7) (注2) (注4) (注5) (8) (注4) (注5) (9) (10) (注2) (注4) (注5) (11) (注3) (注5) (12) (注2) (13) (注2) (注5)	(注1) 学園の委託放送業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注2) 学園の委託放送業務の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の委託放送業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注4) 法第3条の5に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の場合は、提出を要しない。
2 認定の更新の申請の場合	(1) (注1) (3) (注2) (4) (注2) (5) (注2) (6)	(注5) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の場合は、提出を要しない。

2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社（設立中）
------	-----------

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に委託放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

エ 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が一般放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星業務利用放送事業者の3分の1以上の議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1以上の議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、公益法人等（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の一般放送事業者又は衛星役務利用放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) (4) (注1) アからウ、(注2) 及び(注3) に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4) (注1) アからウについては、「一の者」とあるのは「委託放送業務を行おうとする者」と、「委託放送業務を行おうとする者」とあるのは「他の一般放送事業者及び衛星役務利用放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4) (注1) のアからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して一般放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される一般放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (A) 及び(B)の欄は、自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者の別に記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな ----- 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2) に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第12号の注4(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を委託して行わせる委託放送業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せ

て記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合を除く。）について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア 放送番組表

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計		時間 分						
合計		時間 分				備考		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第12号の注4(2)の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
- (注4) テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業者で、補完放送であって、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送又はその他の放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送及びその他の放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。
- (注5) データ放送を委託して行わせる委託放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。
- (注6) 超短波放送を委託して行わせる委託放送事業者で、補完放送であって、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業者で、補完放送であって映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組がわかる記号等を記載すること。
- (注7) テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別がわかる記号等を記載すること。
- (注8) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を（ ）で再掲すること。

イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分	
	計	
(ニュース以外の番組)	時間 分	
	計	
合計		番組数 ( %)

- (注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。
- (注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。
- (注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。
- (注4) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間

をそれぞれ該当する欄内に（ ）で記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の一般放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

別表第十四号（第17条の10第2項関係）

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	委託 放送 事業 の 収 支								
1 収益	千円	千円								
営業収益										
放送料										
有料放送料金										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
営業外収益										
2 費用										
営業費用										
放送費										
放送委託費										
技術費										
販売費										
管理費										
人件費										
固定資産										
減価償却費										
その他										
営業外費用										
3 当期利益										
備考										

(注1) 事業収支の欄は、申請者が行う委託放送業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注2) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注3) 有料放送料金の欄は、有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料金以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注4) 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合を除く。）

ア 放送料金表

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

(注5) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料金表等参考となる書類を添付すること。

第2 見積の根拠  
ア 収益

区分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例)	回	千円	千円	千円
放送料				
Aタイム 30分				
15分				
Bタイム 30分				
15分				
Aスポット				
Bスポット				

- (注1) 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。
- (注2) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。
- (注3) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合は、適宜の様式により記載すること。

イ 費用

科目	金額	根拠
	千円	

- (注) アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者  
次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利用見込金額	1週間平均の利用度		備考
			回数	時間	

- (注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。
- (注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。
- (注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

別表第十五号（第17条の15第1項関係）

委託放送業務認定証（注）	
認 定 の 年 月 日	
認 定 の 番 号	
業務を行う者の氏名又は 名称	
委託して行わせる放送の 種類	
委 託 の 相 手 方	
委託の相手方の人工衛星 の放送局に係る人工衛星 の軌道又は位置	
委託して行わせる放送に 係る周波数	
委 託 放 送 事 項	
備 考	
年 月 日	総 務 大 臣 印

長

辺

短

辺（日本工業規格A列4番）

注 協会の委託国内放送業務にあつては「委託国内放送業務認定証」と、委託協会国際放送業務にあつては「委託協会国際放送業務認定証」とする。

○放送普及基本計画（抄）

（昭和六十三年十月一日）  
（郵政省告示第六百六十号）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

放送普及基本計画

第1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項

我が国の放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として放送を行う一般放送事業者により行うこととされている。このような体制の下で、放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び一般放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、放送局の置局に関し、指針及び基本的事項を定める。

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) (略)

(2) 受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

ア 特別衛星放送

特別衛星放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成23年7月24日までに全面移行すること。

ア) デジタル放送

特別衛星放送のうちデジタル放送については、平成22年までは周波数の17を、平成22年から平成23年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

A 協会が委託により行わせる放送

(A) 協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。

(B) (A)以外の協会が委託により行わせる放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送1番組（注）を行うこと。

(C) ただし、(A)及び(B)の協会が委託により行わせる放送は、(A)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会が委託により行わせる放送全体を見直すものとする。

注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。

B 学園が委託により行わせる放送

学園が委託により行わせる放送については、平成23年から、1系統の高精細度テレビジョン放送（注）及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

注 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

C 一般放送事業者が委託により行わせる放送

一般放送事業者が委託により行わせる放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すこと

もに、多様化・高度化する放送需要にこたえるため放送を行うこと。また、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、平成22年からは、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(イ)Aのうち協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

(イ) デジタル放送以外の放送

特別衛星放送のうちデジタル放送以外の放送については、2系統の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送（(2)ア(イ)A(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。）及び1系統の一般放送事業者が委託により行わせる標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

イ 一般衛星放送

一般衛星放送については、デジタル技術の特性及び今後の発展性並びに一般衛星放送の多様性に配慮しつつその普及を図ること。

(3)～(5) (略)

2 放送（委託して放送させることを含む。）をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）による放送については、原則として、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する。

(2) 委託放送業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される委託放送業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し委託して放送をさせることを行う機会を開放する。

なお、デジタル放送を委託して行わせる委託放送業務については、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、放送局の置局によって特定の者に集中することを避ける。

3 (略)

第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標

1 総則

(1) (略)

(2) 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2、3及び4に定めるとおりとする。

(3) 次のいずれかに該当する放送（委託して放送をさせることを含む。この項において同じ。）については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な放送が実施できるよう措置するものとする。

ア コミュニティ放送

イ データ放送

ウ 臨時かつ一時の目的のための放送

エ 試験放送

オ 特別衛星放送（次のいずれかに該当する放送を除く。）

(イ) 協会又は学園が委託して行わせる放送

(イ) 高精細度テレビジョン放送

(イ) 特定標準テレビジョン放送

カ 一般衛星放送

2 (略)

3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

(1) 特別衛星放送（デジタル放送）

ア 協会が委託により行わせる放送

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1
	総合放送	全国	2

イ 学園が委託により行わせる放送

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
テレビジョン放送		全国	1

ウ 一般放送事業者が委託により行わせる放送

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	特定標準テレビジョン放送	全国	7
	特定標準テレビジョン放送以外の放送	全国	4.3程度～6.5程度（注）

（注）一の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な委託放送業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(2) (略)

4 (略)

○放送法関係審査基準（抄）（平成13年1月6日総務省訓令第68号）

第1章・第2章（略）

第3章 委託放送業務の認定等

第5条（略）

（認定の基準）

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行なう。

(1) 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。

放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者において、現に受託放送役務の提供をしていない周波数があり、申請に係る委託放送業務を確実に実施できること。

(2) 委託放送業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

委託放送業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、財政的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始以後の継続性

事業収支見積については、各年度毎に費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始以後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして規定される規則第17条の8に合致すること。

この場合において、規則第17条の8の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、信託契約に基づき、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動

促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。

(4) 認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

(5) 当該業務を行おうとする者が、法第52条の13第1項第5号イからリまでの各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第7条 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙2の基準により比較審査を行うものとする。

2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第1号から第4号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第7条の2 指定事項(法第52条の14第1項各号に掲げる事項(規則第17条の14の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。))をいう。以下同じ。)の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

第8条 (略)

第8条の2 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第4章 (略)

## 別紙1（第6条関係）

第6条(4)による審査は、関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

### 記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら委託して行なわせる者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
  - (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
  - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
  - (3) (1)に規定する放送以外の放送を委託して行なわせるときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を委託して行なわせることに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら委託して行わせるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を委託して行わせる放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第3条の5に規定する放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第3条の3第2項の規定により、これを公表するものであること。

- 8 申請者は、法第3条の4第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を委託して行わせる場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を委託して行なわせるものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 受託内外放送を委託して行わせる場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による委託放送業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 その業務が放送試験業務を委託して行なわせるものであるときは、1から15までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
  - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
  - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

## 別紙2（第7条関係）

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

### 記

- 1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次の各号の順序による。
  - (1) 高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務（当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合であってその態様が次のいずれにも該当するものに係る当該標準テレビジョン放送を行う委託放送業務を含む。）
    - ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないこと（その旨が指定事項に明確に記載されている場合に限る。）。
    - イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであること（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。
  - (2) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に行うものを除く。）
  - (3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務
  - (4) その他の委託放送業務
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。
  - (1) 事業計画の確実性

事業開始までの資金調達の適正性及び確実性、事業開始後の収入の算出根拠の客観性及び確実性、費用算出の適正性及びに放送番組の制作及び調達の確実性その他の事項を総合的に勘案し、より確実な事業計画を有するものであること。
  - (2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第一号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を同項第7号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を同項第7号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。
  - (3) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番

組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合が3割を超えないこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

(5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）に適合するものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含まないこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

(7) 視聴覚障害者への配慮

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。

ア 技術的に字幕を付すことができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

(8) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合が高いこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

3 上記2(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用する。

4 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているもの（平成11年総務省告示第766号第2号8を適用する場合を除く。）は、上記2(2)の基準に適合するものとみなす。

5 上記2(7)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用する。

6 上記2(8)の規定は、高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用する。



## 第三編 記載上の注意（補足）

### 1 共通事項

- ① 放送法施行規則様式第12号から第14号までの規定に準拠して作成してください。
- ② 申請書（本体）及び事業計画書のうち別紙3から別紙6まで（添付書類を除きます。）については、第四編に記載例を掲載しておりますので、適宜ご参照ください。
- ③ 審査に必要な添付書類であって、様式等について法令上特段の定めがないもの（例えば、放送法関係審査基準別紙1の「7」に掲げる基準や同別紙2の「2」に掲げる基準への適合性を審査するための書類など）については、必要に応じて、例えば「補足説明書」など適宜の表題を付して、適宜の様式により申請書に添付してください。
- ④ 仮に、既存の委託放送事業者等である申請者が、本件申請書類の一部と同一内容の書類を別途の機会に既に総務省に提出している場合であっても、省略せずに提出してください。
- ⑤ 各資料の用紙は、原則として、日本工業規格A列4番の用紙としてください。
- ⑥ 各資料に記載する比率は、原則として、小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載してください。

### 2 申請書（本体）【様式第12号関係】

- 「委託して行わせる放送に関し希望する周波数」の欄  
（一の申請に関し、希望する周波数が複数ある場合）
  - (1) 一の申請に関し希望する周波数が複数ある場合には、申請書上の「委託して行わせる放送に関し希望する周波数」の欄に、例えば「BS第5、7、11又は19チャンネルのうち、いずれかの周波数」又は「ND8チャンネル又はBS第5、7若しくは11チャンネルのうち、いずれかの周波数」のように、当該複数の周波数を希望する旨を明記することにより、一の申請において複数の周波数を希望していただく結構です。（希望する周波数ごとに申請を分ける必要はありません）。
  - (2) ただし、どの周波数を使用するかによって事業計画の内容（例：スロット数、収益・費用の見積り、資金調達方法など）が異なることとなる場合には、その差異の生じる範囲において、周波数ごとに複数の関係書類を提出していただくようお願い申し上げます。この場合において、第二希望以下の周波数に係る関係書類については、第一希望の周波数に係る関係書類との差異部分に下線を引く等により、記載内容の違いを明確にいただくようお願い申し上げます。
  - (3) また、希望する複数の周波数の相互間において希望順位がある場合には、申請書上の「委託

して行わせる放送に関し希望する周波数」の欄に、例えば、「第一希望：BS第5、7又は11チャンネル、第二希望：BS第19チャンネル」のように、当該希望順位を明確に記載していただくようお願い申し上げます。(希望順位が明確でない場合は、委託放送業務の認定に当たっては、ご希望をいただいた複数の周波数のうちいずれかの周波数を職権により指定させていただくことがあります)。

- (4) 放送法施行規則第17条の12の規定に基づき、一の申請書を提出することにより二以上の委託放送業務の認定の申請を行う場合についても、周波数の指定方法についてあらかじめ申告すべき事項がある場合には、申請書上の「委託して行わせる放送に関し希望する周波数」の欄において、当該事項を明確に記載していただくよう、お願い申し上げます。

### 3 事業計画書【様式第13号関係】

#### ① 別紙2

- (1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする委託放送事業に係る「放送の開始」を意味しますので、お間違えのないよう、お願い申し上げます。  
(例えば、既存の委託放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当します)。
- (2) 「用途別資金」の項目については、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

#### ② 別紙3から別紙6まで

別紙3から別紙6までに掲げる書類のみでは放送法施行規則第17条の8及び放送法関係審査基準第6条(3)に規定する基準に適合する旨を十分に示すことができない場合には、適宜の様式により、追加の書類を添付してください。

#### ③ 別紙9ア

個々の放送番組を記載するにあたり、放送番組の内容を、可能な限り具体的かつ分かりやすく記載していただきますよう、お願い申し上げます。

### 4 事業収支見積書【様式第14号関係】

#### ① 第1関係

- (1) 見積表上の“第1年目”～“第5年目”の各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載してください。(例えば、3月決算の事業者で、第1年目の委託放送事業開始が10月であれば、第1年目の「委託放送事業の収支」は6ヶ月分となります。)
- (2) “事業収支”の欄は事業者(会社)全体の収支を記載してください。(事業者(会社)とし

ての決算数値と一致することになります)。

- (3) 一の者が同時に複数の番組について申請をする場合は、それぞれの番組毎の事業収支の見積を各年目の「委託放送事業の収支」の欄に記載してください。そのうえで、申請に係る全番組を合算した見積を別途その旨明記して記載してください。
- (4) 同一の放送番組により、有料放送料収入のほか放送番組売上料等の委託放送事業以外の収益が発生する場合には、それぞれに係る費用を分計（例 番組制作費用（有料放送収入に対応）～〇〇万円、番組売上経費（放送番組売上料に対応）～△△万円）して記載してください。
- (5) 各年度ごとの委託放送事業の収支について収支相償わない場合における措置を備考欄に記載してください。
- (6) 以下の勘定科目の分類を参考として、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載いただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- (ア) 収益（“a. 営業収益”と“g. 営業外収益”の合計値を記載）
- a. 営業収益
    - ・以下の5項目（“b. 放送料”～“f. その他”）の合計値を記載
  - b. 放送料
    - ・CM収入（スポット売り）
    - ・番組枠提供料（タイム売り）
    - ・広告宣伝等の対価と考えられる収入 等
  - c. 有料放送料金
    - ・加入料収入（当該チャンネル分のみ計上）
    - ・基本料収入（同上）
    - ・視聴料収入（有料放送を行う場合は、視聴料の徴収方法についても記載すること）
  - d. 放送番組制作料 **【注 これは委託放送事業による収入には含まれない。】**
    - ・番組制作を依頼され、番組を制作した対価
  - e. 放送番組売上料 **【注 これは委託放送事業による収入には含まれない。】**
    - ・CATV等への番組配信による売上
    - ・他事業者への番組ソフトの販売等2次利用による売上 等
  - f. その他
    - ・委託放送事業以外の収入（d、e以外の収入を記載すること。例えば、主として小売業を営む者が、従たる事業として委託放送事業を営む場合には、当該小売業に係る収入を記載すること。）
  - g. 営業外収益
    - ・受取利息、配当金、特別利益 等

(イ) 費用(“h. 営業費用”と“q. 営業外費用”の合計値を記載)

h. 営業費用

・以下の8項目(“I. 放送費”～“p. その他”)の合計値を記載

I. 放送費

・番組制作費／番組購入費／著作権使用料／番組編集費

・原材料費 等

j. 放送委託費

・トラポン使用料

・アップリンク料

k. 技術費

・アップリンク局までの回線使用料

・CAS 管理業務委託料

・放送機器リース料

・送出業務委託料

・保守点検、メンテナンス費用 等

l. 販売費

・広告宣伝費／販売促進費／課金業務委託費

・加入処理費(収益項目の「加入料収入」に見合い、有料放送を行う場合のみ記載)

・管理手数料(収益項目の「基本料収入」に見合い、有料放送を行う場合のみ記載) 等

m. 管理費

・家賃等賃貸料／光熱費、電話代等経常的費用

・旅費、交通費、雑費 等

n. 人件費

・役員、社員の給与／賞与 等

o. 減価償却費

・放送機器、設備等固定資産減価償却費

・創業費等繰延資産減価償却費 等

p. その他

・委託放送事業以外の費用

q. 営業外費用

・支払利息、割引料

・特別損失 等

## ② 第2関係

(1) 収益・費用それぞれの項目について、単価、数量、時間数等による計算式等、算出の根拠を、可能な限り詳細に記載してください。

(2) 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積の根拠を、可能な限り詳細に記載してください。

③ 第3関係

放送番組の利用（商業広告の出稿）に関する協定等がある場合は、当該協定に係る契約書の写し等その内容を明らかにする書類を添付してください。

5 補足説明書【注：表題については適宜】

○ 既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請の場合

(1) 放送法関係審査基準別紙2「4」の規定に基づき、特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含みます。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止するものについては、「補足説明書」（注：表題については適宜で結構です。）において、例えば「本件申請のうち第1番組は、平成Y年M月D日付ND第X号により現在放送している放送番組の画質の向上を目的とする申請であることから、第1番組に係る認定を受けた場合には、当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止します。」といったように、その旨を明確に記載してください。

(2) なお、この場合、上記「補足説明書」とは別に、放送法第52条の13第1項の規定に基づく委託放送業務認定申請とは別個独立した行政手続として、同法第52条の20の規定に基づく委託放送業務廃止届及び第52条の19の規定に基づく委託放送業務認定証訂正申請書をご提出いただくこととなります。これらの記載例についても第四編の末尾に掲載しておりますので、適宜お役立てください。



# 第四編 記載例

委託放送業務認定申請書

平成21年2月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926  
住所 東京都千代田区霞が関2-1-2  
(ふりがな) えいせいほうそうかぶしきかいしゃ  
氏名 衛星放送株式会社  
(ふりがな) えいせい はなこ  
代表者氏名 代表取締役社長 衛星 花子

印

委託放送業務の認定を受けたいので、放送法第52条の13第2項の規定により申請します。

委託して行わせる放送の種類	テレビジョン放送 (デジタル放送) 2番組
希望する委託の相手方	株式会社放送衛星システム
委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星軌道 E110° 経度及び緯度の変動幅 ±0.1°
委託して行わせる放送に関し希望する周波数	別紙1のとおり
業務開始の予定期日	平成23年10月1日
委託放送事項	別紙2のとおり
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

**第一希望**

中央の周波数 11.80420GHz (BS-5 ch)、11.84256 (BS-7 ch) 又は 11.91928 (BS-11 ch)  
のいずれか

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 (合計) 19.24Mbaud

スロット数 (合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第一番組

シンボル数 9.62Mbaud

スロット数 16スロット

第二番組

シンボル数 9.62Mbaud

スロット数 16スロット

**第二希望**

中央の周波数 12.07272GHz (BS-19 ch)

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 (合計) 19.24Mbaud

スロット数 (合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第一番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。)

スロット数 16スロット

第二番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。)

スロット数 16スロット

**【特記事項】**

比較審査の結果、仮に第1番組及び第2番組が同一順位となり、かつ、いずれか一方の放送番組しか第一希望の周波数を指定することができないこととなった場合には、第1番組に対し第一希望の周波数を優先的に指定していただくことを希望します。

## 【第1番組】

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	

本件申請に係る放送番組は、

- (a) 標準テレビジョン放送は行わない。
- (b) 一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合は、80%以上とする。
- (c) 対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）は行わない。
- (d) 有料放送を含む放送を委託して行わせるものであり、限定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

## 【第2番組】

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
経済情報を中心としたニュース番組		無	

本件申請に係る放送番組は、

- (a) 標準テレビジョン放送は行わない。
- (b) 一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合は、80%以上とする。
- (c) 対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）は行わない。
- (d) 有料放送を含む放送を委託して行わせるものであり、限定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

## 事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 3分の1以上の議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

別紙（3）

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対 する議決権の比率	備 考
<small>ぼつぼつかぶしきがいしや</small> ××株式会社 代表取締役社長 <small>まるまる ぼつぼつ</small> ○○ ××	東京都中央区	銀行業	% 50.5%	
<small>まるまるかぶしきがいしや</small> ○○株式会社 代表取締役社長 <small>まるまる ぼつぼつ</small> ○○ ××	東京都千代田区	広告業	30.4%	
<small>かぶしきがいしやぼつまる</small> 株式会社×○ 代表取締役社長 <small>まるまる ぼつぼつ</small> ○○ ××	大阪府大阪市	保険業	14.1%	
<small>さんかくさんかくかぶしきがいしや</small> △△株式会社 代表取締役社長 <small>まるまる ぼつぼつ</small> ○○ ××	愛知県名古屋市	小売業	3.0%	
<small>まるぼつかぶしきがいしや</small> ○×株式会社 代表取締役社長 <small>まるまる ぼつぼつ</small> ○○ ××	神奈川県横浜市	証券業	2.0%	

別紙（４）

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が一般放送事業者の10の1を超える議決権又は衛星役務利用放送事業者の3分の1以上の議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1以上の議決権を有する者 (A)	××株式会社	52.5%	株式会社○○△	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	○×株式会社	2.0%		××株式会社が1/2を超える議決権を有するため。
3分の1以上の議決権を有する者 (A)	○○株式会社	33.4%	該当なし	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	△△株式会社	3.0%		○○株式会社が1/2を超える議決権を有するため。

別紙（５）

	氏名又は名称	他の一般放送事業者又は衛星役 務利用放送事業者の議決権の総 数に対する議決権の比率	備 考
自らが10分の1を超える議決権を有する他 の一般放送事業者又は3分の1以上の議 決権を有する衛星役務利用放送事業者  (A)	株式会社※※放送	40%	
うち自らが有する議決権と計算される議 決権を有する者  (B)	※※企画株式会社	40%	申請者は株式会社※ ※放送に対し40%の 議決権を有する※※企 画株式会社に対し1/ 2超の議決権を有する ため。

別紙（6）

ふりがな 氏名	住 所	役 名	担当部門	兼 職	備 考
えいせい はなこ 衛星 花子	東京都中央区	(代)取締役社長（常）	経営全般		
ぼつぼつ まるまる ×× ○○	東京都港区	専務取締役（常）	編成・営業		
まるまる ぼつぼつ ○○ ××	東京都千代田区	取締役（常）	総務	○○(株)取締役	
さんかくぼつ まるぼつ △ × ○ ×	東京都港区	取締役（常）	技術	(株)○○△取締役 (常)	
さんかくまる ぼつぼつ △ ○ ××	東京都港区	取締役			
まるぼつ さんかく ○ × △	埼玉県埼玉市	取締役		(株)※※放送(代)取 締役（常）	
まるまる まる ○○ ○	神奈川県横浜市	監査役			

委託放送業務廃止届

平成21年2月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

(ふりがな) えいせいほうそうかぶしきかいしゃ

氏名 衛星放送株式会社

(ふりがな) えいせい はなこ

代表者氏名 代表取締役社長 衛星 花子

印

平成21年2月24日付で申請いたしました、既存の放送番組(平成Y年M月D日付ND第X号)の画質の向上を目的とする委託放送業務の申請について認定を受けることができた場合には、平成23年9月30日をもって平成Y年M月D日付ND第X号に係る委託放送業務を廃止いたしますので、放送法第52条の20の規定に基づき届け出ます。

理由

現在、当社は、平成Y年M月D日付ND第X号に係る委託放送業務により、「〇〇〇チャンネル」を運営しておりますが、新たな認定を受けることができた場合には、「〇〇〇チャンネル」は、平成23年10月1日から、当該新たな認定に係る委託放送業務により運営されることとなるためです。

委託放送業務認定証訂正申請書

平成21年2月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

(ふりがな) えいせいほうそうかぶしきかいしゃ

氏名 衛星放送株式会社

(ふりがな) えいせい はなこ

代表者氏名 代表取締役社長 衛星 花子

印

認定証の記載事項に変更を生じることから、放送法第52条の19の規定により申請します。

1 訂正の理由

平成21年2月24日付で申請いたしました、既存の放送番組(平成Y年M月D日付ND第X号)の画質の向上を目的とする委託放送業務の申請について認定(以下「新規認定」といいます。)を受けられた場合には、平成23年9月30日をもって平成Y年M月D日付ND第X号に係る委託放送業務を廃止することとなるため、認定証に記載されている事項に変更が生じることとなることから、認定証の訂正を申請するものです。

2 訂正内容(新規認定を受けられた場合に限りです。)

平成Y年M月D日付ND第X号は平成23年9月30日をもって廃止する旨認定証に明記すること。